

# 保全異議申立書

東京地方裁判所民事第9部 御中

令和6年3月21日

債務者ら代理人弁護士 大 城 聡



同 福 田 隆 行



同 福 田 健 治



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 申立ての趣旨

- 1 債権者と債務者間の東京地方裁判所令和5年(ヨ)第3446号仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和6年3月11日にした仮処分命令を取り消す。
  - 2 債権者の上記仮処分命令の申立てを却下する。
  - 3 申立費用は債権者の負担とする。
- との裁判を求める。



## 申立ての理由

第1 本仮処分命令は債務者らの表現の自由（憲法21条1項）に基づく正当な抗議活動に対する事前抑制及び集会の自由に対する過度な制約を求めるものであること

### 1 債務者らを含む住民による「木の見守り」を含む抗議活動

債権者は、債務者らが街路樹の伐採に反対、抗議することを「妨害活動」、「妨害行為」とするが、令和5年11月15日付「立入行為禁止仮処分命令申立書」に記載されている各「妨害活動」、「妨害行為」という表現は妥当ではなく、表現の自由（憲法21条1項）に基づく「反対、抗議」または「抗議活動」である。

債務者らを含む住民による「木の見守り」は普段は夜通し木の側に寄り添うものであり、極めて穏当な態様で行われている（疎乙5木守りの画像）。

債務者らを含む住民は、債権者が本件工事で街路樹を伐採することに反対し、抗議しており、行政上の問題がある点について、住民監査請求、住民訴訟等の司法手続を行い、さらには千代田区長に対する要望書、千代田区議会に対する陳情書をこれまで繰り返し提出し、憲法上の地方自治（憲法92条）、民主主義の要請に基づき、住民との話し合いを行い、地域の理解を得た上で道路整備を行ってほしいと切実に願っている。

債権者が問題としている令和4年4月25日夜から同月26日早朝の行為は、債権者が安全確保の名目で警備員を大幅に増員し、街路樹の伐採に反対、抗議する住民らを排除しようとした中で生じたトラブルである。同様に令和5年11月29日及び30日の際にも、

債権者が安全確保の名目で警備員を動員して住民らを排除しようとしている。令和5年11月29日及び30日は既に本申立て後であり、仮処分申立てによって司法に助力を求めているながら、他方で債権者は自力で警備員により住民を排除しようとし、それに抗する債務者らを含む住民を執拗に撮影し、証拠化した点で廉潔性を欠くと言わざるを得ない。

このような債務者らの抗議活動をトラブルになった時点だけを切り取り、「妨害」と称することは妥当ではない。

債務者ら住民には、女性や高齢者が多く、債権者の職員や債権者が委託した警備員に対して実力行使で対抗することはできない。

債務者ら住民は、債権者に対し、債権者が債権者の職員や委託した警備員を安全確保の名目で動員して、街路樹の伐採という債権者の政策に反対、抗議する住民を排除することを直ちに止めるように求めている。

## 2 街路樹の伐採に関して住民の意見は二分していること

債権者は、令和4年7月4日に本件工事の早期実施を求める旨の記載された陳情書（疎甲66）が提出され、提出者のほか132名の署名がなされていたとする（申立書21頁）。しかし、同時期には、本件工事の見直しを求める陳情書も提出されており、325名の署名がなされている（疎乙6 陳情書）。なお、署名者人数は、本陳情の受付時点（令和4年7月7日）では325名であったが追加署名により最終的（令和4年7月25日時点）には604名となった。

債権者が、このような事実を告げずに司法の助力を得て自らの政策に反対、抗議している住民を排除しようとする姿勢は、行政の中立性、公平性に反するものであり、ひいては司法の廉潔性を損なう

可能性があるもので、極めて問題である。

住民の意見が二分している問題については、一方の意見を実現するために、他方の意見を排除することは身近な問題を取り扱う地方自治では望ましいことではない。本件工事を巡っては、議会で本件工事の請負契約の承認が議決されたとはいえ、本件工事の見直しが不可能ではない。実際に、本件通りの整備工事において、直近に実施された本件工事Ⅰ期区間では、議会の議決後に工事内容が見直されている。

債務者らを含む住民は、令和6年2月19日、債権者の樋口高頭千代田区長に対して要望書を提出、千代田区議会に対して陳情書を提出し、受理された（疎乙7の1～2）。要望書では、守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に停車帯を設置することを提案します。この方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。」として、この提案をもとに、住民と話し合う場を設けることを要望している。

住民の意見が二分しており、話し合いが可能な事案なのであるから、債権者は司法の助力を得て仮処分よって反対、抗議する住民を排除して本件工事を強行するのではなく、地方自治の本旨（憲法92条）に従い、住民との話し合いによって解決の道を探るべきである。

3 本件土地への立ち入り禁止は、債務者らの表現の自由（憲法 21 条 1 項）に対する事前抑制であり、集会の自由に対する過度な制約となること

上記 1 のとおり、債務者らは、毎晩、街路樹の伐採に反対、抗議するための「木の見守り活動」を行っている。債権者は、債務者らとの話し合いを拒否しており、債務者らが本件工事に反対、抗議の意思を伝え、債権者の職員と話す機会は、債権者が本件工事を実施するために本件土地の街路樹の側に来た時しかない。そのため、立ち入り禁止を求めることは、政治的意見を直接伝える機会を奪うものであり、表現の自由に対する事前抑制となる。

さらに、債務者らが本件工事の時に街路樹の近くに債務者らが集まり、反対、抗議することは、自らの政治的意見を直接伝えるだけではなく、その場に集まることが「集会の自由」（憲法 21 条 1 項）として重要な意味を持つ。特に、本申立てでは妨害行為の禁止を求めるものではない点が憲法 21 条 1 項で保障される表現の自由、集会の自由との関係で重大である。本来はパブリックフォーラムであり、人々が自由に行き来きできる公道への「立ち入り禁止」であるため、債権者が進めようとする特定の政策に反対し、抗議する住民らを道路に「立ち入り禁止」することが「集会の自由」に対する過度な制約として憲法 21 条 1 項に違反するのではないかが問題となる。

平成 7 年 3 月 7 日最高裁判所第三小法廷判決（以下、「平成 7 年最高裁判決」という。）は、地方公共団体の公の施設である市民会館の使用の拒否と集会の自由との関係について、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開催されることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安

全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、(中略)単に危険な自体を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である。」と判示し、危険の発生の具体的な予見に関しては客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測されなければならないとしている。

本件では、債権者が立ち入り禁止を求めている場所は、債権者の管理する道路であるが、道路に供されているため、市民会館とは異なり、債権者が立ち入りを禁止したり、使用を拒否する権限を有しない。そのため、債権者は、「立ち入り禁止」を司法による仮処分にて求めてきたものと思われる。本件においては、道路交通法77条1項4号による規制の対象ともならない「イチョウの木を守るために、木のそばに寄り添う形で、木が切られないように守る」という方法で行われる債務者らの集会の自由(憲法21条1項)を保障することの重要性よりも、集会が開催されることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合に当たる事実関係は存在せず、債権者からも何ら主張立証されていない。債務者らの集会の自由を制約されてもやむを得ないような「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見される」事実関係は存在しない。

#### 4 小括

本仮処分命令は、住民の意見が二分する問題に関して、債権者が推進する政策に反対、抗議する住民を排除するものであり、債務者らの表現の自由(憲法21条1項)に基づく正当な抗議活動に対する事前

抑制及び集会の自由に対する過度な制約であり、許されないものであると考え、異議を申立てる。

## 第2 被保全権利がないこと

### 1 道路法4条による私権の制限

債権者は、「本件において、債権者は、本件通りの整備工事の一環である本件工事を妨害し、ないし妨害しようとする債務者に対し、工事現場への立入禁止を求めて所有権に基づき妨害排除ないし妨害予防を求めるものである。すなわち、物権的請求権の行使は、道路の効用の妨げとなるものではなく、道路法4条により制限されるものではない。」と主張する。

本仮処分命令は、所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権を被保全権利としていると考えられるが、被保全権利に関する債権者の上記主張には、次の2つの点で誤りがある。

#### (1) 第一の誤り

第一に、所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権は、当該所有権の侵害（妨害）に対する排除または予防をするための権利であるところ、道路敷が道路に供されているため道路法4条の私権の制限を受け、債権者の所有権のうち排他的な使用権限は制約されている。さらに、本件工事は、債権者が道路管理者として行っているものであり、仮に本件通りの整備工事が実施できないとしても債権者の所有権が侵害されるわけではない。したがって、債権者が所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権を行為することはできない。

この点について、那覇地決は、「自己の通行利用を妨げられた所有者として、土地の所有権に基づく物権的請求権の行使が妨

げられるいわれはない」(疎乙3の1那覇地決7/12頁)としており、道路法4条の上記解釈と合致する。

さらに、債権者が最高裁判所調査官解説を引用する平成18年2月21日最高裁判所第三小法廷判決(以下、「平成18年最高裁判決」という。)では、道路法4条の私権の制限に所有者の所有権のうち排他的な使用権限が制約されることを前提として、「道路管理者が、このような道路管理権を行使して上記のような管理を現実に行っている場合には、当該道路を構成する敷地に対して事実的支配を及ぼしているものと評価することが十分可能であると考え」(疎甲94 288~289頁)として、道路管理者である地方公共団体に占有権を認めたものである。すなわち、この占有権は、道路管理者が道路を管理しているがゆえに生じるものである。そのうえで、「道路法4条は、道路管理者が、その管理する道路における通行妨害等を予防することを目的として、道路敷についての占有権を行使する妨げとはならないと考えられる」(疎甲94 290頁)とされる。

平成18年最高裁判決の意義は、道路を一般交通の用に供するために管理している地方公共団体が、道路敷について民法上の占有権を有するか否か、また、その占有権に基づき妨害予防請求権をすることができるか否かという道路管理上の基本的な法律問題について、最高裁として初めての判断を示したものであるとされる(疎甲94 290~291頁)。ただし、平成18年最高裁判決を踏まえても、「地方公共団体が道路管理権を有する場合には、道路法43条違反行為に対しては、同法71条に基づき監督処分を行うことができ、なお原状を回復することができないときには行政代執行という強力な自力救済の手段が



あるのであるから、通行妨害行為に対しては、本件のXのように、まずは上記手段によって対応するのが相当であり、また、それで足りる場合が多いものと思われる。」とされる（疎甲94296頁）。

このように平成18年最高裁判決からみても、道路法4条の私権の制限に関わらず、所有権に基づき物権的請求権を行使できるという結論にはならない。

## （2）第二の誤り

債権者の上記主張の第二の誤りは、本件において、債権者が本件工事を妨害ないし妨害しようとする者に対して、工事現場への立入禁止を求めて所有権に基づき妨害排除ないし妨害予防を求めることが、「道路の効用」の妨げとなるものではないとする点である。

道路の効用の最も重要な点は、道路の自由使用・一般使用である。道路の一般使用とは、通常、道路は自由に通行できることであり、これが道路の本来の目的である。これは特に明文の規定があるわけではないが、道路が道路管理社により一般交通の用に供される関係から反射的に生ずる効果として認められ、各人は特別の手續を要しないで自由に道路を通行することができる（疎乙4453頁）。

この一般使用の内容については一定の制約がある。この制約について改訂6版『道路法解説』は「他人の一般使用を妨げない範囲内でのみ認められるという、いわば内在的な制約のほか、道路管理権又は交通警察権の発動その他法令に基づく制限を受けるわけである。すなわち、道路管理上の必要から一般使用

の範囲を限定することができるが、更に、これにより許容される範囲でも、社会公共の秩序を維持する必要から交通警察権に基づく制限が行われる。」(疎乙4 453頁)と記載されている。

本件において、道路管理権又は交通警察権は発動されていない。本件では、債権者は、所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権という私権の行使によって、債務者らの本件道路への「立ち入り禁止」を一貫して求めている。これは、まさに道路の本来の目的である道路の一般使用を制限するものであり、道路の効用を損なうものである。したがって、本件における債権者の所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権は、妨害排除または妨害予防の態様の点で、道路の効用を妨げるものであることは明らかであり、道路法4条の私権の行使の制限によって許されないものである。

なお、この点について、那覇地決は、「債権者が上記各土地を自動車による通行を含めて通路として使用することを妨害してはならない。」との主文であり、道路への立ち入り禁止を認めたものではない。

さらに、前記最高裁判決の事案も「Yらは、Xに対し、本件道路敷について、本件道路敷上に柵、杭、工作物を設置したり、土石、竹木等の物件を置いたり、本件道路敷を損傷又は汚損したり、その他Xの本件道路敷に対する占有に支障を及ぼす行為をしてはならない。」との判決を求めるものであり

(疎甲94 291頁)、債務者に道路敷への立ち入り禁止を求めたものではない。通行妨害等があった事案について、道路管理者が道路の効用を保全・回復するために行われたも

のであり、道路の一般使用を制限するものではなく、道路の効用を妨げるものではない。

## 2 権利の濫用について

債権者は、権利の濫用に当たらない理由について、債権者が訴外大林道路との本件工事契約を締結した当事者であること、シンテイ警備株式会社と契約したことをあげ、これらにより生じる費用を負担することになり、重大な損害が生じていると主張する。しかしながら、債権者は道路敷の所有者として上記各契約の締結を行ったわけでもなく、それらの費用を所有者として負担しているわけでもない。この点は、例えば、仮に国が本件土地の所有者であっても上記各契約を締結し、その費用を負担するのは所有者である国ではなく、道路管理者である地方公共団体の債権者であることから自明である。上記各契約の締結や費用の負担は、いずれも債権者が道路管理者として行っていることであり、債権者の所有権が侵害されたと評価できる点は皆無である。これらの債権者の権利の濫用に関する主張は主張自体失当である。

債権者が失当な主張を重ねるのは、被保全権利である債権者の所有権に対する侵害が存在しないことを意味している。所有権を有していても、その所有権に対する侵害または侵害のおそれなければ所有権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権は、発生しないか、所有権があるため発生は観念できるとしてもその行使は権利の濫用として許されないのである。

## 3 ガイドラインに従い本件工事を一時中止すべきこと

債権者は、「第2 債権者は、本件工事にあたり、関係法令等に基づき、所轄警察署長との事前協議も踏まえ、作業帯を設置しており、作業帯内に第三者が立ち入った状態では本件工事の中止は余儀なくされること」として、本件工事の中止が余儀なくされることを縷々主張する。

しかし、上記2記載のとおり、本件工事は道路管理者として債権者が行おうとしているものであり、仮に本件工事の中止が余儀なくされたとしても、債権者の所有権が何ら侵害されるわけではない。したがって、被告が縷々主張する本件工事の中止に関する事情は失当である。

ところで、債権者が縷々主張する関係法令等には、令和4年3月17日付「工事請負契約における設計変更手続ガイドライン」及び同日付「工事請負契約における設計変更手続マニュアル」が意図的に外されている。これらによれば、設計図書に定められた着手時期に、請負者の責によらず施行できない場合（請負者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた場合）には、区は約款第19条に基づき工事を一時中止することになっている。債権者が真に本件工事の中止を余儀なくされているのであれば、同ガイドラインに従って本件工事を一時中止しなければならない。債権者が関係法令等の中のひとつである上記ガイドラインを恣意的に適用せず、工事の一時中止を行わずに本件申立てを行ない、本件工事の中止を余儀なくされていると主張することは権利の濫用である。

### 第3 保全の必要性

#### 1 道路管理者としての本件工事の必要性は「保全の必要性」にはな

らないこと

「保全の必要性」とは、権利を保全するために合理的な必要性をいうところ、債権者は、道路管理者として本件工事を実施する必要性を縷々述べるだけであり、自己の所有権を保全するために合理的な必要性を主張しておらず、保全の必要性は認められない。

なお、債権者が妨害行為や妨害活動を禁止することが所有権を保全するために必要であると真に考えるのであれば、「本件工事を妨害することの禁止」を求めればよい。債権者が「本件工事を妨害することの禁止」を求めないのは、そのような申立ての趣旨にすると、本件工事は所有権に基づくものではないため被保全権利との関係がないことが明白になってしまうからだと思われる。

## 2 「立ち入り禁止」を求める合理性がないこと

債権者は、本申立てでは「妨害行為の禁止」ではなく、「立ち入り禁止」を求めている。

本件において「立ち入り禁止」を求めることは、上記「第1の1」記載のとおり、表現の自由に対する事前抑制であり、集会の自由に対する制約であるから、債権者の所有権を保全するために合理的な必要がある方法であるから厳密に判断されなければならない。債権者の主張には、所有権を保全するために債務者らの表現の自由、集会の自由（憲法21条1項）を制約してもやむを得ない合理的な根拠が全く示されていない。したがって、債権者の所有権を保全するために本件土地上に債務者らを立ち入り禁止とする合理的な理由はなく、保全の必要性は認めることはできない。

## 3 本仮処分命令の主文の特定について

## (1) 規範

上記第1においても主張したとおり、本件において立入行為禁止の仮処分を認めることは、政治的な信条・意見に基づく表現行為に対する事前抑制にほかならない。

「保全の必要性」とは、権利を保全するために合理的な必要性をいうところ、主文が課す表現の自由に対する制約は、本件仮処分が政治的な信条・意見に基づく表現行為に対する事前抑制にあたることからしても、権利の保全のために必要最小限の制約でなければいけない。

また、主文の特定にあたっては、表現の自由に対する萎縮効果防止のため、表現行為を行う者からみて曖昧であってはならず、何が許される行為で、何が許されない行為なのか、予測可能性が担保されなければならない。すなわち、主文の特定が明確でなければならない。このことは集会の自由に対する制約でもある点からも同様である。

徳島市公安条例事件判決（最大判昭和50年9月10日刑集第29巻8号489頁）は、法令の不明確性の判断について、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによってこれを決定」とした。

本件のように立ち入り禁止を求める仮処分の主文についても債務者に作為不作為の規範性を有するため、明確性の原則が重要となる。

徳島市公安条例判決は、「交通秩序を侵害するおそれのある行為の典型的なものをできるかぎり列举例示することによってその義務内容の明確化を図ることが十分可能であるにもかかわらず、本条例がその点についてなんらの考慮を払っていないことは、立法措置とし

て著しく妥当を欠くものがある」と述べていることから、本件においても、より明確化を図ることができる手段がある場合には、主文の特定は不十分であり、許されないというべきである。

## (2) 本仮処分命令の主文では特定が不十分であること

本件仮処分命令は、「午後8時ないし翌日午前6時までの間」「別紙物件目録記載の土地において、債権者が、別紙写真にある赤色カラーコーンとコーンバー」「で境界を区切った作業帯の設置を開始した時点から作業帯を撤収するまでの間」「債権者らが作業帯を設置しようとする区域、又は、設置された作業帯により囲まれた区域に」「立ち入り、又は立ち入らせてはならない」とするものである。

しかし、本仮処分命令は、極めて不明確であり、保全処分的主文として特定が不十分である。

まず、「債権者らが作業帯を設置しようとする区域」との記載では、後から「そこに作業帯を設置しようと思っていた」と言われるおそれもあり、債務者としては、許される行為と許されない行為を区別することができない。

また、「設置された作業帯により囲まれた区域」についても、債権者が工事に必要だとする範囲が本件Ⅱ期工事区間全体であれば、同工事区間全体を囲むように作業帯を設置することは容易である。その場合、作業帯で囲まれた範囲においても立ち入りが制限されることになる。債権者が申立て時に求めた本件Ⅱ期工事区間全体への立ち入り禁止が主文の文言上容易に実現できることになる。

基本事件の双方審尋期日で裁判所が懸念したとおり、変更後の申立ての趣旨では、作業帯の設置方法によっては本件Ⅱ期工事区間全体を囲むことも容易であり、極めて不明確な規範とならざるを得な

い。

さらに、「立ち入り、又は立ち入らせてはならない」となっているため、木の見守りのために木に寄り添っている債務者らを取り囲むように作業帯を設置あるいは設置しようとした場合、債務者らがその場を離れて立ち退かなければならないのか一義的には明確ではない。仮に申立ての趣旨のまま決定が出た場合、債権者は、木の側にいる債務者を取り囲むように作業帯を設置し、債務者らの退去を促すことが想定される。しかし、立ち入ってはならないとの文言が、作業帯の設置前から公道上にいる人間を排除することができる」と解釈するには無理がある。この問題は、作業帯の設置によって債権者が本件Ⅱ期工事区間のどこでも（全体でも）立ち入り禁止区域を自在に設定できるという文言の不明確さによって生じるものである。

例えば、債権者は作業帯設置の24時間前までに千代田区役所の掲示板に、作業帯を設置しようとする区域図面を掲示する、所轄警察署との協議内容を事前に公開する等、予測可能性と合理性を担保できる方法をもって、特定することは可能である。

本仮処分命令の主文は特定が十分ではなく、債務者らの表現の自由（憲法21条1項）に対して強い萎縮効果を持つものである。

#### 4 債権者の元職員及び区議会議員の逮捕・再逮捕と債権者の区役所本庁舎に対する家宅捜索

本年1月24日、東京都千代田区発注の区立お茶の水小学校・幼稚園の工事をめぐり、入札情報を受注業者に漏らしたとして、千代田区議の嶋崎秀彦氏（以下、「嶋崎元区議」という。）と、同区の前職員（当時行政管理担当部長）が、官製談合防止法違反容疑で逮捕され、同日には債権者の役所である千代田区役所本庁舎において家



宅搜索がなされた（疎乙8の1 朝日新聞）。

逮捕容疑では共謀して2020年4月、区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事の2件の一般競争入札を巡り、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を配管工事会社「日管」（浜松市）と設備工事会社「五建工業」（千代田区）に漏らしたとされる（疎乙8の2 東京新聞）。業者から依頼を受けた嶋崎元区議が、元職員を通じて情報を入手し、業者に伝えていたという。入札は同年5月にあり、日管を含む共同企業体（JV）が空調工事を落札した。入札（見積）金額は、日管を含むJVが6億2231万円、他の2つのJVが6億2238万4000円で、その差額は7万4000円であった（疎乙9の1 入札（見積）経過調書）。五建工業を含むJVは給排水工事を一者応札で落札した（疎乙9の2 入札（見積）経過調書）。

債権者は、区のホームページでお詫びするとともに、同月29日に庁内に「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置、同年2月7日に「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置した（疎乙10 債権者ホームページ）。

同月14日、逮捕された元区議会議員及び元職員が、ほかの3件の工事でも入札情報を漏らしていたとして再逮捕された。再逮捕の報道の中で、「警視庁は不正が常態化していたとみて調べています」と報じられた（疎乙8の3 NHK）。

逮捕された嶋崎秀彦元区議会議員（以下、「嶋崎元区議」という。）は、本件工事を含む本件通りの道路整備に深く関与していた。嶋崎元区議は、本件工事契約締結に係る議案が審議された令和3年9月21日に開催された千代田区議会企画総務委員会（申立書17頁参照）の委員長であった。

また、嶋崎元区議は、令和4年4月25日、債務者らを含む住民

がイチョウの伐採中止、街路樹保存などを求めて千代田区議会に提出した陳情書の審査を千代田区議会企画総務委員会の委員長として行った。この陳情審査において、企画総務委員会では可否同数となり、委員長であった嶋崎元区議の判断で不採択となり、本件工事が実施されることになった（疎乙11の1～2 陳情書、採択議事録（抜粋））。

本件工事に関しては、令和3年8月25日に開札が行われた結果、最低価格を提示した訴外大林道路が落札者として決定した（申立書17頁参照）。疎外大林道路の入札（見積）金額は3億4378万7400円、次に低い入札（見積）金額は疎外東京舗装工業株式会社の3億4390万円で、その差額は11万2600円であった（疎乙9の3 入札（見積）経過調書）。

嶋崎元区議が本件工事の上記入札に関与していたかは不明であるが、「嶋崎と気脈を通じる坂田融朗副区長は、そんな嶋崎の意向が伝わるのか、反対派住民を一顧だにしない開発強硬派として知られる。坂田はまず、千代田区内の白山通り、明治通り、神田警察通りの合計300本の街路樹の伐採計画を打ち出した。沿道で猛反対が起きたが、計画を撤回する気はない。」「樋口が頼ったのが、区職員出身の坂田融朗（みちあき）副区長（山口前副区長の後任）であり、その坂田と気脈を通じ、区議会の保守系会派で大きな顔をしている嶋崎であった。「いまの区政は、坂田さんと嶋崎さんが完全に牛耳っています。樋口区長は単なる傀儡です」。そうベテランの千代田区議は評する。警視庁が1月24日に家宅搜索した千代田区役所の各部署のなかで、もっとも念入りに搜索が行われたのは坂田副区長室であった。嶋崎と二人三脚をしてきた彼の部屋へのガサ入れは、実に3時間にも及んだという。」と報じられている（疎乙8の4 FACTA 3月

号)。

債権者が設置した「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」は、調査結果を公表するには至っていない。債権者は、「今後は、捜査への全面的な協力を第一にしながら、区といたしましても、事件の背景までしっかりと究明し、再発防止対策に徹底して取り組み、区民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。」とするが、嶋崎元区議が本件工事の入札に関与していたか否かは明らかにされていない。

住民の意見が二分される状況の中で、本件工事が反対する住民を排除してまで行われようとしてきたことは通常では考えにくく、今後の捜査の進展や債権者の設置した検討会等によって「事件の背景までしっかりと究明」されることになれば、嶋崎元区議が積極的に進めてきた本件工事の入札において不正な関与があったか否かが明らかになる可能性がある。

債権者において元職員や元区議が逮捕、再逮捕された状況において、債権者が住民の反対を押し切ってまで本件工事を実施する必要性はない。債権者においては真相究明が最優先すべきことであり、本件工事の入札に嶋崎元区議や債権者の職員の不正な関与があるか否かも含めて「事件の背景までしっかりと究明」した後に公明正大な状況で本件工事を続行するか否かを決めるのが道理であると考えられる。したがって、債権者において入札契約に関して元職員及び元区議が逮捕、再逮捕され、不正の常態化が疑われている異常な状態において、早急に実現すべきなのは本件工事ではなく真相究明なのだから、保全の必要性はないというべきである。

なお、債務者らは、債権者に対して、本件工事の入札に関して嶋

崎元区議及び債権者の職員（元職員も含む）が不正な関与をしていないということであれば、その旨を根拠資料とともに明らかにすることを求めたが、回答はなかった。

## 5 債権者の樋口高頭区長に対して、具体的な提案を伴う要望書を提出していること

債務者らを含む「神田警察通りの街路樹を守る会」は、上記「第1の2」記載のとおり、令和6年2月19日に、千代田区長宛てに要望書を提出し、千代田区議会宛てに陳情書を提出した（疎乙7の1～2）。

要望書では、守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に駐車帯を設置することを提案します。この方法であれば、駐車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。」として、この提案をもとに、住民と話し合う場を設けることを要望している。

現在は、債権者が本来は公平・中立であるべき地方公共団体でありながら、話し合いを求める債務者らを含む住民を頑なに拒否している状態である。

債権者が住民との話し合いに応じれば、債務者らは反対、抗議する理由がなくなり、保全の必要性もなくなる。

## 2 各債務者にかかる保全の必要性の補充

(1) 債務者■■■■について

債務者■■■■について、伐採予定の街路樹に張り付いたことが、表現の自由の範囲を超えた妨害行為にあたるかどうかが問題となっている。しかし、既に主張したとおり、「イチョウの木を守るために、木のそばに寄り添う形で、木が切られないように守る活動」「木の見守り活動」をしていただけであり、政治的な信条に基づく行為であることは明らかであるし、実力で工事を妨害することを共謀していたものではない。

また、債務者■■■■はたしかに、守る会の代表ではあるが、妨害行為を主導していない。むしろ、債務者■■■■は、守る会のメンバーが怪我をしたり、怪我をさせたりしないよう、歯止めをかける役割を担ってきた。だからこそ、言葉で訴えかけてきたのであり、その様子は甲82号証の写真にも掲載されている。作業員や職員も大声を出している状況であったから、その作業員や職員に聞こえるように大きな声で訴えていたのである。疎乙12号証の動画においても、「私達は話し合いを求めているんですよ」「道路工事には賛成なんですから。速やかに早くやれるように話し合いをきちんとして区側も工事の説明とかきちんとしてやりましょうということを行っているじゃないですか。」と述べ、言葉で訴えかけている様子が見える(疎乙12 動画)。

(2) 債務者■■■■について

債務者■■■■についても、伐採予定の街路樹に張り付いたことが、表現の自由の範囲を超えた妨害行為にあたるかどうか問題となっている。

しかし、上述のとおり、樹を守るための政治的信条に基づく行為

であり、作業員らに向かって有形力を行使したこともなく、工事のための機材等を損壊する等の行為も行なっていないのであって、妨害行為とはいえない。

### (3) 債務者■■■■■について

債務者■■■■■について、令和5年11月29日、同30日、伐採予定の街路樹に張り付き、債権者の職員からの要請あとも退出しなかった旨の主張がなされている。

しかし、債務者■■■■■は、樹に抱きついた記憶はない。疎甲91及び108号証にも、債務者■■■■■が樹に抱きついた画像は一枚もない。

### (4) 債務者■■■■■について

債務者■■■■■は、令和5年4月11日未明、区職員や警備員らに、「区職員との話し合いをしたい」といった趣旨の要請を繰り返し行なったことはあるが、一方的に怒鳴りつけるといった行動はとっていない。また、債権者は、債務者■■■■■が、本件工事の妨害行為に及び、これを制止した警備員に傷害を負わせた旨主張するが、債務者■■■■■は警備員を故意に突き飛ばす行為は行なっていない。当時債務者■■■■■は、警備員から突き飛ばされたような体勢になり、債務者■■■■■自身も傷害を負ったため、警備員を加害者として被害届を提出し、当該事件は書類送検がなされた。

疎甲76の記載について、「警備員に怪我を負わせた男性は、何事もなかったように立ち上がり、警察と話をしたのち、現場から離れていった。」との記載があるが、これも誤りである。債務者■■■■■は、転倒したまま路上に横たわった状態であり、その後、神田警察署警察官等により抱き抱えられる形で歩行していた（疎乙13号

証（住民撮影動画）。

債務者■■■■は2023年10月10日に検察官の事情聴取を受け、一週間後の同17日に、不起訴処分がなされている。

#### 第4 結語

したがって、本件仮処分命令は、被保全権利も必要性も認められないから、直ちに取り消されるべきである。

#### 添付書類

訴訟委任状                    4通

以上

当事者目録

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

債権者 千代田区長  
上記代表者区長 樋口 高顕

(送達場所)

〒102-0083

東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル3階

南木・北沢法律事務所

債権者代理人弁護士 南 木 み お

TEL 03-6910-0611

FAX 03-6910-0612

[Redacted]

債務者 [Redacted]

[Redacted]

債務者 [Redacted]

[Redacted]

債務者 [Redacted]

[Redacted]

債務者 [Redacted]



(送達場所)

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階

東京千代田法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 大 城 聡

同 弁護士 熊 澤 美 帆

TEL 03-3255-8877

FAX 03-3255-8876

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-23 虎ノ門東宝ビル6F

堀法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 福 田 隆 行

TEL 03-6206-1022

FAX 03-3500-1013

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

早稲田リーガルcommons法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 福 田 健 治

同 弁護士 久 道 瑛 未

TEL 03-6261-2880

FAX 03-6261-2881